

令和 7 年 2 月 7 日 制定

日本地域学会学術委員会規程細則

(目的)

第 1 条 この規程は日本地域学会（以下、本学会）学術委員会規程（以下、規程）（令和 7 年 2 月 7 日 改正）第 14 条に基づき、第 3 条第一号に定めた事業の具体的業務について定める。

(業務)

第 2 条 委員は年次大会の開催に関連し以下の業務を行う。

- 一 年次大会開催校の選定と依頼
- 二 年次大会のスケジュールリング、発表者の募集と受付、セッション編成、セッション座長の指名と依頼、および大会プログラムと学術発表論文集の作成
- 三 その他、年次大会を開催するために必要な業務

(業務の分担)

第 3 条 規程第 4 条第二号により選出された委員は、第 2 条第二号に定める業務の年次大会のスケジュールリングを担当する。

(改正)

第 4 条 本細則は、理事会の議決を経て改正することができる。

附則（令和 7 年 2 月 7 日 制定）

この細則は、制定の日から施行する。